

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和4年3月17日(木) 午後1時30分から午後3時00分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

高松賢二郎、濱田清人、坂田博美、鷺北英司、上野佳弘、網谷繁彦、
水島洋、三國嘉彦、河合雅司、荻野洋一、塩谷俊之、島崎慎一、大浦清和
(欠席委員: 森本太郎、中村好成)

3 議長

議長: 網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

大浦清和、三國嘉彦

6 県職員

北川漁政係長、飯野主任

7 事務局職員

渡辺事務局長

8 付議事項(議題)

(1) 知事管理漁獲可能量の設定について(くろまぐろ)(諮問)

県から資料1に基づき、説明があった。

第7管理期間における小型魚の漁獲枠の追加配分(14.9トン)があり、
当初枠の配分方法に基づき各海域又は漁業種類に配分されること、漁船漁
業については、近年の枠の消化率が低いため追加配分は行わないことの説
明があった。また、第7管理期間の1月19日現在の富山県における小型魚
と大型魚の漁獲実績について報告があり、魚津漁業協同組合海域における
小型魚の漁獲量が95%に達したため、漁獲量の公表と勧告を行ったことが
報告された。

河合委員から、配分方法が、現在の漁獲量実績ではなく、十年以上前の
平成22年~24年の実績に基づいているのは何故か、95%に達している海域
に多めに配分されては如何か、という質問があり、県から、くろまぐろの
漁獲管理が始まって以降は、各地先、定置網等で入網したくろまぐろを放
流して、漁獲量が枠を超えないように調整を行っているので、直近の漁獲

量を配分の基準とすることができない。また、放流する数量は各海域での調整に任されているので、現状で漁獲枠の消化率が低いのは、大量漁獲に備えて、これまで多く放流してきた結果であり、必ずしも漁獲数量が少ないとは限らないことが説明された。

森本会長から、氷見地域を例にとれば、制限なしに漁獲すれば、漁獲枠は1週間で超えてしまう。魚価ができるだけ維持されるように、漁期の3月まで、一年間を通して漁獲量を日々制限しながら操業している結果が現状の消化率となっている旨の説明があった。

この他、委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(2) 資源管理方針に関する検討会（スルメイカ全系群）の概要について（報告）

県から、資料2に基づき、するめいかTACの新たな管理年度が4月からスタートするにあたり、水産庁から、資源評価結果を踏まえたTAC数量の提案があり、日本における年間漁獲数量を7.92万トンとすること、またこの数量を3年間固定とすることの提案があった旨説明があった。

また、令和4年度漁期から各都道府県において数量が明示されることとなっているが、北海道以外の都府県はこれまでと同じで、「現行水準」もしくは「配分なし」となる見込みであることが説明された。

今後のスケジュールとして、水産庁では基準シナリオと漁獲量の3年間一定方式の2案をパブリックコメントにかけ、その結果を水産政策審議会で諮問して、最終的に2月下旬に都道府県別漁獲量等が決定され、4月1日より4年度の漁獲管理が開始されることが報告された。

網谷委員から、定置網によるスルメイカ漁は年によってばらつきがあり、今のところ富山県での資源管理は「現行水準」となっているが、水揚げが多い年はどのように対応されるのか、森本会長に伺いたいと意見があり、森本会長から、スルメイカは漁獲量にもばらつきがあり、漁獲時期もずれるので、数量が決まると困ることになる。スルメイカに限らず、定置網漁獲魚種全体に言えることで、難しい問題であると回答があった。

網谷委員から、自身は広域漁業調整委員会にも出席しているが、各地域の要望を機会があれば国に対して発信し、共感して頂くことが重要で、定置網漁業では様々な重要魚種が漁獲されるがスルメイカを含めて、漁獲量には年によってばらつきがあるので、定置協会や組合長会議等で意思決定されて、意見等を発信することが必要である、と意見があった。

森本会長から、定置漁業は資源管理には不向きであると考えている。国も定置漁業の現状をある程度理解されているとは思いますが、一層の理解を求めて今後とも働きかけていきたい、と発言があった。

(3) 次期漁業権一斉切替えについて（報告）

県から、令和5年8月末に期間満了となる定置および区画漁業権、ならびに5年12月末に期限を迎える共同漁業権の切替えについて、資料に基

づき説明があった。漁業法が令和2年12月に改正され、漁場計画の策定や免許の優先順位の主な変更点やスケジュールについて水産庁のホームページを基に説明した。

高松委員から、漁業法が改正され、定置漁業権や区画漁業権において、漁場を適切かつ有効に活用している者、または、地域の水産業の発展に最も寄与する者に優先して免許するとしているが、判断の基準が解りにくい。今後、海区委員会において、これらを判断しなければならないので、具体的な基準等について説明をお願いしたい、と意見があった。

県から、具体的な事例等を確認し、水産庁と随時相談しながら進めていきたい、と回答があった。

網谷委員から、漁業法の改正時に、その裏に見え隠れしていたのが「企業参入」であり、富山県ではなかなか考えにくいことではあるが、太平洋側の養殖漁業等においては空いている漁場に企業が参画する機会を与えようと国では考えているようである。定置漁業権が空いていた際に、地元の企業が手を挙げてきた場合、漁協としては、拒むことができないということであり、企業参入のような事案の取扱いについて、県としてのマニュアルを用意する必要があると考える、と意見があった。

森本会長から、現在操業されている定置漁業権者は問題ないと考えるが、休漁している漁場をどうするかが課題であるが、地元の方の意見が優先されるべきと考える、と意見があった。

高松委員から、本県でも区画漁業権において養殖業を営む地域も増えてきているので、将来的には企業が参画したいという話もあるのでは、と想像できるので、海区委員会としては、周囲からどのような基準で決めたかということをお問われた時のために、優先順位を考えるときの判断基準を用意しておく必要があると考える、と意見があった。

(4) 次回委員会

次回の委員会は、令和4年5月25日（水）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年3月17日

議長

署名委員

署名委員